

厚生労働省発医政0224第10号

令和4年2月24日

■ 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



令和3年度臨床研修費等補助金（歯科医師）
交付決定通知依頼書

令和3年10月11日地保第1880号で提出のあった令和3年度臨床研修費等補助金（歯科医師）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第3項の規定により修正のうえ、別表のとおり交付することに決定したので、別紙様式により補助事業者へ通知されたい。

なお、この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和4年3月11日とするので、併せて通知されたい。